

第一〇七回

参第三号

日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第四条）

第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等（第五条 - 第八条）

第三章 会社の講ずる措置（第九条 - 第十七条）

第四章 国等の講ずる措置（第十八条 - 第三十四条）

第五章 日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部（第三十五条 - 第三十七条）

第六章 雑則（第三十八条 - 第四十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国有鉄道から移行した日本鉄道株式会社の健全な経営を確保するため再就職を必要とする職員の発生が見込まれることにかんがみ、退職希望職員等について特別の給付金の支給及び再就職の促進に関する特別の措置を講じ、もつて退職希望職員等の職業及び生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律（第十八条、第十九条第二項、第二十条、第二十一条及び第三十五条を除く。）において「職員」とは、日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）に常時勤務する者（役員及び期間を定めて雇用される者で政令で定めるものを除く。）をいう。

2 この法律において「退職希望職員」とは、第十一条の規定による認定を受けている職員をいう。

3 この法律において「希望退職者」とは、退職希望職員が退職した場合における当該退職をした者（傷病その他政令で定める事由により退職した者を除く。）をいう。

（国の責務）

第三条 国は、退職希望職員及び希望退職者（以下「退職希望職員等」という。）の再就職の促進のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（会社の責務）

第四条 会社は、職員が加入する労働組合の意見を尊重しつつ、事業の拡大、職員の配置の検討等により退職希望職員等の数をできる限り抑制するとともに、退職希望職員等の再就職の促進を図るため、最大限の努力をしなければならない。

2 会社は、この法律に定める措置を実施するに当たっては、退職を希望する職員の募集に応ずること等を強要し、又は職員が労働組合の組合員であること等を理由として差別的取扱いをしてはならない。

第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等

(退職希望職員等再就職促進基本計画)

第五条 国は、退職希望職員等再就職促進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 退職希望職員等の見込数に関する事項

二 国、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(以下「特殊法人等」という。)及び地方公共団体による退職希望職員等の採用の促進に関する事項

三 一般事業主(事業主であつて前号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。)による退職希望職員等の雇入れの促進に関する事項

四 その他退職希望職員等の再就職の促進のために必要な措置に関し基本となるべき事項

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長、都道府県知事及び主要な一般事業主の団体の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画の概要を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(適正な職員の数の算定等)

第六条 会社は、前条第二項第一号に掲げる退職希望職員等の見込数の算定の基礎とするため、車両等の運行の安全の確保、利用者の需要への適切な対応、職員の労働条件の維持改善等を考慮して、その経営する事業の適正かつ健全な運営を確保するために必要とされる職員の数を算定し、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部長(第五章を除き、以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

2 会社は、前項の職員の数を算定するに当たつては、職員が加入する労働組合と協議しなければならない。

(退職希望職員等採用促進計画)

第七条 国は、毎年度、基本計画に基づき、退職希望職員等採用促進計画(以下「採用促進計画」という。)を定めなければならない。

2 採用促進計画においては、国、特殊法人等、地方公共団体及び一般事業主の区分ごとの退職希望職員等の採用の促進に関する事項を定めるものとする。

3 第五条第三項から第五項までの規定は、採用促進計画の作成及び変更について準用する。

(退職希望職員等再就職促進実施計画)

第八条 会社は、毎年度、基本計画に基づき、退職希望職員等再就職促進実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、総理府令で定めるところにより、本部長の認可を受

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 実施計画においては、退職希望職員等の見込数に関する事項、退職を希望する職員の募集に関する事項及び教育訓練その他の退職希望職員等の再就職の促進のために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

3 第六条第二項の規定は、実施計画の作成及び変更について準用する。

第三章 会社の講ずる措置

(雇用の継続のための措置)

第九条 会社は、新たな職員の採用の抑制、職員の適正な配置その他職員の雇用の継続を図るために必要な措置を講じなければならない。

(退職を希望する職員の募集)

第十条 会社は、実施計画に基づき、退職を希望する職員の募集を行うものとする。

(認定)

第十一条 会社の代表者は、五十五歳未満の職員が前条の規定による募集に応じて退職を申し出たときは、その者について退職を希望する職員である旨の認定を行わなければならない。

(特別給付金の支給)

第十二条 会社は、退職希望職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という。)を支給しなければならない。

- 一 退職の日において五十五歳以上である者
- 二 傷病又は死亡により退職した者
- 三 退職の日又はその翌日に、国、特殊法人等又は地方公共団体に常時勤務する者として採用された者
- 四 前三号に掲げるもののほか政令で定める要件に該当する者

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額合計額に十を乗じて得た金額とする。

(再就職の促進に関する業務等)

第十四条 会社は、実施計画に基づき、退職希望職員等の再就職の促進を図るため、日本鉄道株式会社法(昭和六十一年法律第 号)第一条第二項並びに第十六条第一項及び第十七条第一項に定めるもののほか、次の業務を行う。

- 一 退職希望職員等に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。
- 二 退職希望職員等の再就職のために必要な求人の開拓及び職業指導を行うこと。
- 三 退職希望職員等の再就職のために必要な無料の職業紹介事業を行うこと。

- 四 退職希望職員等を雇い入れる一般事業主に対し必要な援助を行うこと。
 - 五 退職希望職員等に対し、再就職後に必要となる住宅のあつせんその他の援助を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、退職希望職員等の再就職の援助等のために必要な業務を行うこと。
- 2 前項の業務は、日本鉄道株式会社法第一条第二項に規定する事業に該当するものとみなして、同法第三十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
 - 3 第一項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三章第二節（第三十四条を除く。）の規定は、適用しない。
 - 4 第一項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、会社を職業安定法第三十三条第一項の規定による許可を受けて職業紹介事業を行う者とみなして、同法第三十四条第二項、第四十九条第一項及び第三項並びに第五十条第一項から第三項までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。
 - 5 前二項に定めるもののほか、第一項第三号の無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（求職活動に対する便宜）

第十五条 会社は、退職希望職員が求職活動をしようとするときは、できる限り便宜を図らなければならない。

（関連事業主に対する雇入れの要請）

第十六条 会社は、実施計画に基づき、次に掲げる者（以下「関連事業主」という。）に対し、退職希望職員等をその労働者として雇い入れるように要請するものとする。

- 一 その資本金の全部又は一部が会社からの出資による法人
- 二 前号に掲げる法人のほか、会社の行う事業と密接な関連を有する事業を行う者

2 会社は、前項の要請をするに当たっては、当該関連事業主が雇用する労働者の雇用の安定及び労働条件の維持について配慮しなければならない。

3 第十四条第二項の規定は、第一項の業務について準用する。

（その他の措置）

第十七条 会社は、事業主（関連事業主を除く。）に対して退職希望職員等をその労働者として雇い入れるように積極的に要望する等、退職希望職員等の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 第十四条第二項の規定は、前項の業務について準用する。

第四章 国等の講ずる措置

（国による採用）

第十八条 国の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下この項及び第三項において同じ。）は、採用促進計画に基づき、毎年度、当該機関（当該任命権者の委任を

受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下この条において同じ。)において採用する職員(常時勤務する職員に限るものとし、特別の資格又は技能を必要とする職種等であつて本部長の定めるものに係る職員を除く。以下この条において同じ。)の総数に、当該機関において採用する職員の数の動向を勘案して当該機関ごとに本部長が定める割合を乗じて得た数以上の数の退職希望職員等をその職員として採用するため、退職希望職員等の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 国の任命権者は、前項の計画に基づき、退職希望職員等をその職員として採用しなければならない。

3 国の任命権者は、毎年度、総理府令で定めるところにより、当該機関において職員として採用することを予定する退職希望職員等の数及び職員として採用した退職希望職員等の数を本部長に報告しなければならない。

(国が採用する場合の処遇)

第十九条 国が退職希望職員等を採用する場合における給与その他の処遇については、日本国有鉄道における職務及び会社における職務並びにこれらの職務に従事していた期間を考慮して定められるものとする。

2 希望退職者が退職の日又はその翌日に国に常時勤務する者として採用された場合であつて、会社から退職手当の支給を受けないときは、その者に対する国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の適用については、当該支給を受けない退職手当に係る日本国有鉄道の職員であつた期間及び会社の職員であつた期間は、国の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(特殊法人等に対する採用の要請)

第二十条 本部長は、採用促進計画に基づき、特殊法人等に対し、国に準じて退職希望職員等をその職員として採用するよう要請するものとする。

(地方公共団体に対する採用の要請)

第二十一条 本部長は、採用促進計画に基づき、地方公共団体に対し、積極的に退職希望職員等をその職員として採用するよう要請するものとする。

(特殊法人等及び地方公共団体が採用する場合の処遇)

第二十二条 特殊法人等及び地方公共団体が退職希望職員等を採用する場合における給与、退職手当その他の処遇については、第十九条の規定に基づき定められる処遇に準じて定められるものとする。

(一般事業主の団体に対する協力の要請)

第二十三条 本部長は、採用促進計画に基づき、主要な一般事業主の団体に対し、当該団体の構成員である一般事業主に係る労働者の雇入れに関し、退職希望職員等の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

(退職希望職員等雇用助成金)

第二十四条 国は、退職希望職員等の再就職を促進するため、総理府令で定めるところに

より、退職希望職員等を継続して雇用する労働者として雇い入れる一般事業主に対し、退職希望職員等雇用助成金を支給することができる。

(職業訓練)

第二十五条 国及び雇用促進事業団は、退職希望職員等の再就職を促進するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、会社の委託に係る退職希望職員等に対する職業訓練について、前項の措置に相当する措置を講ずるように努めるものとする。

3 都道府県が前項の会社の委託に係る職業訓練を行う場合には、会社は、当該職業訓練の実施に要する費用を負担するものとする。

(職業紹介等)

第二十六条 公共職業安定所は、退職希望職員等の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(会社に対する補助等)

第二十七条 国は、会社に対し、特別給付金の支給及び第十四条第一項に規定する業務に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、会社に対し、第十四条第一項に規定する業務の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

(地方公共団体に対する財政上の措置)

第二十八条 国は、退職希望職員等を採用した地方公共団体の負担を軽減するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(雇用促進事業団の援護業務)

第二十九条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条に規定する業務のほか、退職希望職員等の再就職の促進及び再就職した希望退職者の職業の安定を図るため、次の業務を行う。

一 退職希望職員等に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための職業訓練を行うこと。

二 退職希望職員等に対し、職業及び生活に関する相談を行うこと。

三 退職希望職員等が事業を開始する場合において、必要な資金の借入れのあつせん及び当該借入れに係る債務の保証を行うこと。

四 再就職した希望退職者に対し、その作業の環境に適應させるために必要な指導を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、退職希望職員等の再就職の援助等及び再就職した希望退職者の職業の安定に関し必要な業務であつて総理府令、労働省令で定めるものを行うこと。

(区分経理)

第三十条 雇用促進事業団は、前条各号に掲げる業務（以下「援護業務」という。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて、行わなければならない。

（納付金及び交付金）

第三十一条 会社は、雇用促進事業団に対し、第二十九条第一号及び第二号に掲げる業務、同条第五号に掲げる業務（同条第一号及び第二号に掲げる業務に係るものに限る。）並びに同条第六号に掲げる業務（総理府令、労働省令で定めるものに限る。）に要する費用の財源に充てるため、総理府令、労働省令で定めるところにより算定した額の納付金を納付しなければならない。

2 国は、雇用促進事業団に対し、援護業務のうち、前項に規定する業務以外の業務に要する費用に相当する額の交付金を交付する。

（援護業務に関する監督）

第三十二条 援護業務に関しては、雇用促進事業団法第三十二条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び労働大臣が雇用促進事業団を監督する。

2 内閣総理大臣及び労働大臣は、第二十九条から前条まで及び次条の規定を施行するために必要があると認めるときは、雇用促進事業団に対し、援護業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（援護業務に関する雇用促進事業団法の適用の特例）

第三十三条 援護業務は、雇用促進事業団法第十九条第一項及び第三項に規定する業務に該当するものとみなして、同法第十九条の二、第二十条、第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第四十条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び労働大臣」と、同法第二十条第二項及び第三項並びに第三十七条第一項第二号中「労働省令」とあるのは「総理府令、労働省令」とする。

2 前項において適用する雇用促進事業団法第十九条の二第一項の規定により援護業務の委託を受けた金融機関は、同条第三項に規定する受託金融機関とみなして、同法第三十三条及び第三十九条の規定を適用する。

3 援護業務に関しては、雇用促進事業団法第二十二条第一項、第二十四条第一項及び第二項、第三十三条第一項（前項において適用する場合を含む。）並びに第三十七条第一項（同法第二十二条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条（同法第二十二条第一項の規定による認可及び第二十四条第一項の規定による承認に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）中「労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び労働大臣」と、同法第三十一条及び第三十七条第一項第二号（同法第三十一条に係る部分に限る。）中「労働省令」とあるのは「総理府令、労働省令」とする。

4 雇用促進事業団法第二十二条第二項（同法第二十四条第三項において準用する場合を

含む。)の規定は、援護業務については、適用しない。

5 前条第二項の規定による内閣総理大臣及び労働大臣の命令は、雇用促進事業団法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなして、同法第四十条（第五号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（関連事業主の雇用する労働者に対する特別措置）

第三十四条 国は、会社の健全な経営の確保のため会社が講ずる措置により、関連事業主が雇用する労働者の雇用の安定に著しい影響があると認められるときは、当該労働者の職業及び生活の安定を図るための特別の措置を講ずるものとする。

第五章 日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部

（設置及び組織）

第三十五条 総理府に、特別の機関として、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部の長は、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部長（以下この章において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括する。

4 本部に、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策副本部長（以下「副本部長」という。）その他の職員を置く。

5 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6 副本部長その他の職員は、本部長が任命する。

（所掌事務）

第三十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本計画及び採用促進計画の企画及び立案に関すること。

二 第八条第一項の規定による実施計画の認可に関すること。

三 第十八条第一項に規定する割合の決定その他退職希望職員等の再就職の促進のための施策の総合調整に関すること。

四 第一号に掲げるものを除き、この法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事務について内閣総理大臣を補佐すること。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律に基づき本部に属させられた事務

（政令への委任）

第三十七条 前二条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（会社に対する監督）

第三十八条 第三章の規定により会社が講ずる措置に関しては、日本鉄道株式会社法第二十九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が会社を監督する。

（連絡及び協力）

第三十九条 会社並びに公共職業安定所その他の職業安定機関及び雇用促進事業団は、退

職希望職員等の円滑な再就職を促進するために、相互に、緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(船員となろうとする退職希望職員等に関する特例)

第四十条 退職希望職員等のうち、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員として再就職しようとする者（以下「船員となろうとする者」という。）に関しては、第十四条第三項中「職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章第二節（第三十四条を除く。）」とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章第一節（第三十七条、第四十条及び第四十一条を除く。）」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第三項及び第四十条」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第二十六条中「公共職業安定所」とあり、及び前条中「公共職業安定所その他の職業安定機関」とあるのは「地方運輸局（海運監理部を含む。）」とする。

2 船員となろうとする者に係る第十四条第一項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、同条第四項の規定にかかわらず、当該事業は、船員職業安定法第三十四条の規定により行われるものとみなして、同法第四十条及び第四十一条の規定（同法第四十条に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

(報告)

第四十一条 会社は、総理府令で定めるところにより、退職希望職員等の再就職の状況その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における援護業務に関する雇用促進事業団法の適用については、同法第二十二条第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは「日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法（昭和六十一年法律第 号）の施行後速やかに」とする。

第三条 施行日から日本鉄道株式会社法附則第九条の規定により会社が成立する日（以下「成立日」という。）の前日までの間は、本則（第十九条を除く。）中「日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）」とあり、及び「会社」とあるのは「日本国有鉄道」と、第十四条第一項中「日本鉄道株式会社法（昭和六十一年法律第 号）第一条第二項」とあるのは「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第三条」と、同条第二項中「日本鉄道株式会社法第一条第二項」とあるのは「日本国有鉄道法第三条」と、「同法第三十六条（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは「同法第五十五条（第二号に係る部分に限る。）」と、第三十八条中「日本鉄道株式会社法第二十九条第一項」とあるのは「日本国有鉄道法第五十二条」とする。

第四条 この法律の施行前に附則第六条の規定による改正前の日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第七十六号。以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により行われた認定は、前条の規定により読み替えられた第十一条の規定により行われた認定とみなす。

2 施行日から成立日の前日までの間に前条の規定により読み替えられた第十一条の規定により行われた認定（前項の規定により当該認定とみなされたものを含む。）は、成立日以後同条の規定により行われた認定とみなす。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正）

第六条 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び日本国有鉄道の職員の退職の促進」を削る。

第四条から第七条までを削る。

（日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行前に旧法第四条第一項の規定により認定を受けた職員であつてこの法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対する同条第二項に規定する特別給付金の支給等については、旧法第四条から第六条までの規定は、なおその効力を有する。

2 成立日以後における前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第六条の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道」とあるのは「日本鉄道株式会社」と、同条第一項第一号中「職員」とあるのは「日本鉄道株式会社の常勤の職員」とする。

（この法律の廃止）

第八条 この法律は、施行日から起算して五年を経過する日までに廃止するものとする。

理 由

日本国有鉄道から移行した日本鉄道株式会社の健全な経営を確保するため再就職を必要とする職員の発生が見込まれることにかんがみ、退職希望職員等の職業及び生活の安定を図るため、退職希望職員等について特別の給付金の支給及び再就職の促進に関する特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和六十一年度において約二百億円の見込みである。